砺波市農業委員会8月総会議事録

開催日時 令和5年8月8日(火)午後2時

開催場所 砺波市役所 3階 小ホール

出席した委員 26名

| 1番 | 西原 | 登 | 16番 | 飯田 | 真紀 |
|-----|-----|---------|-----|----|-----|
| 2番 | 堀田 | 敬三 | 17番 | 亀永 | 理恵 |
| 5番 | 林 | | 18番 | 土田 | 英雄 |
| 6番 | 前野 | 久 | 19番 | 中村 | 栄克 |
| 7番 | 石田 | 智久 | 20番 | 滿保 | 雅春 |
| 8番 | 鴨井 | 克之 | 21番 | 今井 | 久人 |
| 9番 | 川邉 | 洋 | 22番 | 松原 | 光雄 |
| 10番 | 舘 和 | 和香子 | 23番 | 黒田 | 英嗣 |
| 11番 | 樋掛 | 雅彦 | 24番 | 山本 | 渉 |
| 12番 | 田嶋 | 和樹 | 26番 | 源通 | 一郎 |
| 13番 | 森田 | 修 | 27番 | 齋藤 | 徹 |
| 14番 | 松浦 | 正一 | 28番 | 片山 | 雅喜 |
| 15番 | 飯田 | 輝一 | 29番 | 水野 | 勢津子 |
| | | | | | |

欠席した委員 3名

3番 吉田 一馬 25番 小幡 直也

4番 柴田 泰利

傍聴人

なし

出席した事務局職員 4名

 事務局長
 栄前田
 龍平
 主幹
 大石
 哲也
 主事
 深尾
 芽生

 農地調整専門員
 林
 憲正

農業振興課 1名

農地調整係 主任 原田 裕之

付議案件

議事

- 1) 議案第18号 農地法第3条の規定による所有権移転許可について
- 2) 議案第19号 農地法第4条第1項の規定による転用許可申請に対し意見 決定について
- 3) 議案第20号 農地法第5条第1項の規定による所有権移転転用許可申請に 対し意見決定について
- 4) 議案第21号 農地法第5条第1項の規定による賃借権・使用貸借権設定 転用許可申請に対し意見決定について

協議

1)協議事項1号 農用地利用計画の変更について

報告

- 1)報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
- 2)報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告について
- 3)報告第3号 農業経営改善計画の認定の取消しについて

その他

(開会14:00)

事務局 定刻となりましたので、ただ今から「令和5年度・砺波市農業委員会 8月総会」を開会いたします。

会議に先立ちまして、川邉会長が開会の挨拶を申し上げます。

会 長 みなさま方におかれましては、総会へのご出席誠にありがとうございま す。連日猛暑が続いておりますが、体調の管理には万全を期してお過ごし いただきたいと思います。

さて、先日の豪雨によって農地林務課で現在調査中ではありますが、主に庄東地区・庄川地区の農地や農道、水路、林道等で400カ所ほどの被害が出ていると聞いております。被害に遭われた方にお見舞いを申し上げ、一刻も早く復旧されることを願うばかりです。以上で簡単ではありますがご挨拶とさせていただきます。

事務局 ありがとうございました。

ここで、ご報告させていただきます。本日は、在任委員29名中26名が出席されています。従いまして、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本日の総会が成立していることをご報告いたします。

この後の進行につきましては、お手元の総会次第にしたがいまして進めさせていただきます。

なお、「会議規則第5条の規定」により、総会の議長は会長が務めることになっておりますので、川邉会長に議長をお願いしたいと存じます。 それでは、よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、議事に入ります前に、私から議事録署名委員を指名させて いただいてもよろしいでしょうか。

委員 (異議なしの声)

議 長 それでは、議席番号1番 西原 登委員・議席番号2番 堀田 敬三委 員にお願いいたします。

それでは議事に入ります。

「議案第18号 農地法第3条の規定による所有権移転許可について」 事務局より説明願います。

事務局 議案書の1ページをお願いします。

今月の案件は、3件でございます。

まずは、「農地法第3条」について、ご説明いたします。田んぼや畑といった農地は、農地法によって売買や貸し借り等による権利の移動、農地以外として利用することを制限されています。農地を農地のまま譲渡したり、賃借権を設定しようとするときには「農地法第3条」の許可が必要です。毎月の総会で審議のうえ、農業委員会が許可を出します。許可の条件は、お配りした「農地法第3条の許可条件について」をご覧ください。簡単に言えば、取得する本人が農地を農地として問題なく利用できるかどうか、宅地等への転用目的ではないかなどを判断することになります。それでは案件についてご説明します。

(議案書全件朗読)

番号1について、譲受人は農地所有適格法人です。譲受人が耕作するエリアで農地の売渡しの希望があり今回取得することとなったものです。

番号2について、申請農地はリンゴの木が植えられた果樹園になっています。今年度から種もみ生産に取り組む譲受人が、親戚から果樹園の譲渡の意向を受け、取得することとなったものです。今後は、りんごと種もみ生産の複合経営で担い手として自立することを目指します。

番号3は、県外に居住する譲渡人が相続農地の売渡しを希望していたところ、今まで申請地を借りて畑として利用していた譲受人が取得することとなったものです。

譲受人は、農地法第3条第2項各号に掲げられている「効率的な利用」 「農業機械の所有状況」「常時従事者」「地域との調和」のすべての許可条 件を満たしております。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議 長 ただ今、事務局より説明のありました「議案第18号」につきまして、 ご質問等がありましたら挙手願います。

委 員 (「はい」の声あり)

議 長 堀田委員、どうぞ。

堀田委員 1番について、2筆のうち1筆については譲受人が育苗ハウスの敷地と して借り受けていたものです。もう1筆は家庭菜園として利用しておりま したが、農作業を行っていた方が亡くなったことで利用されなくなること から、隣接する育苗ハウスの敷地とあわせて譲受人が取得し、今後適切に 利用します。

2番について、種もみ生産に取り組む譲受人が、親戚から果樹園の譲渡 の話を受け、複合経営をしながら自立を目指しています。農地の利用計画 についても相談を受けながら作成しました。ご承認よろしくお願いしま す。

委 員 (「はい」の声あり)

議 長 片山委員、どうぞ。

片山委員 3番について、譲渡人は県外に在住し今後管理等ができないことから、 所有する農地を順次売買しており、今回で最後の農地となります。申請農 地は譲受人が畑として今まで利用していました。今後も適切に利用される ことが見込まれます。ご承認よろしくお願いします。

議 長 他にご質問等はございませんか。

ご質問等がないようですので、採決を行います。

ただ今の「議案第18号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。

続きまして、「議案第19号 農地法第4条第1項の規定による転用許可申請に対し意見決定について」事務局より説明願います。

事務局 議案書の2ページをお願いします。

今月の案件は、1件でございます。

まずは「農地法第4条」について、説明します。田及び畑などの農地は、 農用地として利用すべきものですが、やむを得ない事情等により農地を宅 地等に転用する場合は、農地法に基づき市農業委員会に諮ったうえで県知 事の許可が必要になります。農地の所有者本人が、自ら宅地に転用し許可 を得る場合は、農地法第4条の規定を用います。委員におかれましては、 転用案件のすべてにおいて農地を転用する際の必要性や、転用に際して周 辺の農地に影響が及ぼさないかなどの条件をもとに、賛否をご判断いただ くことになります。それでは、案件についてご説明いたします。

(議案書番号1朗読)

別添の「農地転用申請位置図」の1ページから5ページまでと併せてご覧ください。

申請地は10ha以上の一団の農地の区域内にあり、農地区分は「第1種」になります。農地転用の許可基準は、「農業用施設」に該当します。申請人が所有する土地を調べたところ、農作業場敷地の一部が農地であると判明したことから、申請地の是正を図ります。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議 長 ただ今、事務局より説明のありました「議案第19号」につきまして、 ご質問等がありましたら挙手願います。

委員 (「はい」の声あり)

議 長 西原委員、どうぞ。

西原委員 申請農地は以前農振除外の申請を受け、許可されたものです。農作業場 敷地の一部が農地であったことから、現状にあわせて是正します。ご承認 よろしくお願いします。

議 長 他にご質問等はございませんか。

ご質問等がないようですので、採決を行います。

ただ今の「議案第19号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。

続きまして、「議案第20号農地法第5条第1項の規定による所有権移 転転用許可申請に対し意見決定について」事務局より説明願います。

事務局 議案書の3~4ページをお願いします。

今月の案件は、10件でございます。

まずは「農地法第5条」について説明します。農地法第5条による転用は、「所有権移転」と「賃借権・使用貸借権設定」の2つに区分されます。「所有権移転の許可」は、他者に譲り渡したり、売買を伴う転用のことで、分家住宅など農地を所有者が家族等に譲り渡したり、分譲住宅として農地を第三者に売り渡す際に用います。また、「賃借権・使用貸借権設定の許可」は、宅地を貸したり砂利採取等、農地転用は行うが所有権はそのままにして他者へ貸借する場合に用います。それでは「所有権移転」の案件に

ついてご説明します。

(議案書番号1朗読)

別添の位置図の6ページから10ページまでと併せてご覧ください。 申請地は、10ha以上の一団の農地の区域内にあり、農地区分は「第1種」になります。農地転用の許可基準は、「既存施設の拡張」に該当します。譲受人は、工場立地法に基づき工場として確保すべき緑地面積を増加させるため、申請地を取得し工場敷地の拡張を図ります。また、譲渡人の農地では、元来亡くなった夫が趣味で樹木を植栽しておりましたが、今回土地について改めて調査したところ、農地転用許可を受けずに利用していたことが分かり、併せて是正を図るものです。

(議案書番号2朗読)

別添の位置図の11ページから15ページまでと併せてご覧ください。 申請地は都市計画法上の用途地域の区域内にあり、農地区分は「第3種」 になります。農地転用の許可基準は、「第3種農地の原則許可」に該当し ます。譲受人は、譲渡人である祖父から農地を譲り受け、両親の介護など 将来のことを見据え、実家横である申請地にて分家住宅の建築を計画する ものです。

(議案書番号3朗読)

別添の位置図の16ページから20ページまでと併せてご覧ください。 申請地は都市計画法上の用途地域の区域内にあり、農地区分は「第3種」 になります。農地転用の許可基準は、「第3種農地の原則許可」に該当し ます。譲受人は現在、アパートにて妻と子どもの3人で暮らしていますが、 将来的な子どもの成長を考えて、保育園や小学校、鉄道駅や商業施設が付 近に揃っている申請地にて、住宅の建築を計画するものです。

(議案書番号4朗読)

別添の位置図の21ページから25ページまでと併せてご覧ください。 申請地は都市計画法上の用途地域の区域内にあり、農地区分は「第3種」 になります。農地転用の許可基準は、「第3種農地の原則許可」に該当し ます。譲受人は、木材などの加工及び販売、建築工事の設計や施工などを 生業としています。現在、事務所や駐車スペースも賃借していますが、業 務の木材や住宅用建材の資材置場及び搬入搬出の業者車両の駐車場を確保できていないために効率が悪く、申請地にて新たに駐車場及び資材置場を設ける計画です。

(議案書番号5朗読)

別添の位置図の26ページから30ページまでと併せてご覧ください。 申請地は都市計画法上の用途地域の区域内にあり、農地区分は「第3種」 になります。農地転用の許可基準は、「第3種農地の原則許可」に該当し ます。譲受人は現在、夫婦及び子ども4人の6人でアパート暮らしをして おり、子どもの成長にともに手狭になったため、近隣で住環境に優れた申 請地で住宅の建築を計画するものです。

(議案書番号6朗読)

別添の位置図の31ページから35ページまでと併せてご覧ください。申請地は10ha以上の一団の農地の区域内にあり、農地区分は「第1種」になります。農地転用の許可基準は、「農業用施設」に該当します。譲受人は現在、約16.5haの請負耕作を行っていますが、農業用機械の大型化や台数の増加、作業スペースの不足に対応するため、申請地を購入し、農業用倉庫の建築を計画するものです。

(議案書番号7朗読)

別添の位置図の36ページから40ページまでと併せてご覧ください。申請地は10ha以上の一団の農地の区域内にあり、農地区分は「第1種」になります。農地転用の許可基準は、「流通業務施設」に該当します。譲受人は、物流関係を生業としており、業務拡大に伴い既存敷地は大変狭く効率が悪い状態にあるため、申請地にて取引先の大型貨物車両を駐車するためのスペースを確保し、問題解決を図るものです。

(議案書番号8朗読)

別添の位置図の41ページから45ページまでと併せてご覧ください。 申請地は10ha以上の一団の農地の区域内にあり、農地区分は「第1種」 になります。農地転用の許可基準は、「集落接続」に該当します。譲受人 は、結婚後、砺波市内のアパートにて生活しておりますが、将来の子ども の誕生や両親の介護・交流を考え、実家近くの申請地にて住宅の建築を計 画するものです。

(議案書番号9朗読)

別添の位置図の46ページから50ページまでと併せてご覧ください。 申請地は10ha以上の一団の農地の区域内にあり、農地区分は「第1種」 になります。農地転用の許可基準は、「集落接続」に該当します。譲受人 は、土木及び建築用鉄筋・鉄骨の加工・販売等を生業としており、鉄骨の ストックヤードが市外にあるため、大変効率が悪く危険であることから、 既存の工場近隣で資材置場を確保し、既存地との一体利用を図ります。

(議案書番号10朗読)

別添の位置図の51ページから55ページまでと併せてご覧ください。 申請地は10ha以上の一団の農地の区域内にあり、農地区分は「第1種」 になります。農地転用の許可基準は、「既存施設の拡張」に該当します。 譲受人は、個人事業で外構工事や庭園管理をしており、自宅敷地だけでは 手狭となり、隣接する申請地を購入し、業務の拡大を図ります。

議 長 ただ今、事務局より説明のありました「議案第20号」につきまして、 ご質問等がありましたら挙手願います。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

委員 (「はい」の声あり)

議 長 源通委員、どうぞ。

源通委員 1番について、譲受人が緑地帯を設けるため、隣接する農地について申 請したものです。

2番について、お子さん夫妻が実家に隣接して家を建てたいということで、既存敷地内では難しかったことから隣接農地においての申請をされたものです。

3番について、申請地は住宅に囲まれた場所で住環境が充実しており、 今後のため住宅の新築を検討していた譲受人が取得することとなったも のです。

4番について、譲受人が今まで確保できていなかった資材置場や駐車場を事務所の近隣で整備することで業務の効率化を図るものです。

5番について、譲受人が子の通学等の関係から現在居住するアパートの

近隣での住宅建築を希望していたところ、周辺が住宅地に囲まれた申請地において話がまとまったものです。ご承認よろしくお願いします。

委 員 (「はい」の声あり)

議 長 飯田委員、どうぞ。

飯田輝委員 6番について、自宅に隣接する乾燥施設・作業場等が事業拡大に伴い手 狭となったことから、隣接農地に新たに農作業用施設を建築するものです。 ご承認よろしくお願いします。

委員 (「はい」の声あり)

議 長 樋掛委員、どうぞ。

樋掛委員 7番について、以前に農振除外の申請があったもので、譲受人の事業拡大に伴い駐車場が手狭となったことから、近接する申請地において駐車場を拡大するものです。ご承認よろしくお願いします。

委員 (「はい」の声あり)

議 長 西原委員、どうぞ。

西原委員 8番について、譲渡人のお子さんが実家の近隣での住宅新築を検討していたところ、住宅団地に隣接する申請地において建築をすることとなったものです。

9番について、譲受人の業務拡大により資材置場が手狭となったことから、事務所及び取引先業者から近い申請地において敷地を確保し、既存地との一体利用を図ります。ご承認よろしくお願いします。

委 員 (「はい」の声あり)

議 長 片山委員、どうぞ。

片山委員 10番について、以前に農振除外の申請があったもので、譲受人は個人 事業を営んでおりますが、自宅敷地内だけではスペースが足りなくなった ため、隣接農地を駐車場・資材置場として利用するということで申請され ました。ご承認よろしくお願いします。 議 長 他にご質問等はございませんか。

ご質問等がないようですので、採決を行います。

ただ今の「議案第20号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

(全員举手)

議 長 全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。

続きまして、「議案第21号農地法第5条第1項の規定による賃借権・ 使用貸借権設定転用許可申請に対し意見決定について」、事務局より説明 願います。

事務局 議案書の5ページをお願いします。 今月の案件は、1件でございます。

(議案書番号1朗読)

別添の位置図の56ページから60ページまでと併せてご覧ください。申請地は農用地等として利用すべきと定められた区域内にあり、農地区分は「農用地」になります。農地転用の許可基準は、「農用地区域内農地の一時転用」に該当します。砂利採取は、令和5年9月から令和7年8月までとし、深さは10m、採取量は約120,828㎡の計画としています。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議 長 ただ今、事務局より説明のありました「議案第21号」につきまして、 ご質問等がありましたら、挙手願います。

委 員 (「はい」の声あり)

議 長 源通委員、どうぞ。

源通委員 砂利採取のための一時転用ということで、採取後には農地へ戻す計画と なっています。農地とあわせて宅地も事業範囲内となっており、終了後は 周辺とあわせて農地とする見込みです。ご承認よろしくお願いします。

議 長 他にご質問等はございませんか。 ご質問等がないようですので、採決を行います。 ただ今の「議案第21号」につきまして、賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。

続きまして、協議事項1号農用地利用計画の変更について、事務局より 説明願います。

事務局 議案書の6ページをお願いします。

令和5年6月に受け付けた農用地利用計画の変更の願出は、一般案件が 3件、軽微な変更が2件となっています。

農用地利用計画とは、市が定めている砺波市農業振興地域整備計画のことです。砺波市農業振興地域整備計画において、市街地を除いた農村地域のほとんどの農地は、農業を行い・農業を振興するための農地として位置づけされています。このため、農村地域の大半の農地は、農用地として利用する計画になっており、農用地以外に利用することはできません。ただし、農用地以外に転用して利用する場合は、国などが定めている条件をすべてクリアし、砺波市農業振興地域整備計画の一部を変更する手続きを行ったうえで、農地を住宅地等に転用することとなります。この手続きを農振除外と呼んでいます。それでは案件についてご説明します。

(除外案件番号1朗読)

別添の農振除外願位置図の1ページから5ページまでと併せてお願いします。

願出地は公共インフラが整備されており、住環境が充実しています。市 街地において共同住宅が不足していることから、生活及び交通の利便性が 高い願出地において、アパート建築を計画しています。

(除外案件番号2朗読)

別添の位置図の6ページから10ページまでと併せてお願いします。

願出地は公共インフラが整備されており、住環境が充実しています。市 街地において共同住宅が不足していることから、生活及び交通の利便性が 高い願出地において、アパート建築を計画しています。

(除外案件番号3朗読)

別添の位置図の11ページから15ページまでと併せてお願いします。 譲受人は、一般貨物自動車運輸業を営んでおり、工場団地にあります砺 波営業所が手狭になっていること、取引企業が付近にあることから、太田 地内の願出地に駐車場・資材置場を計画しています。

(軽微な変更案件番号1朗読)

別添の位置図の16ページから20ページまでと併せてお願いします。 借受人はぶどう園を営むため、準備を進めています。願出地において、 農業用倉庫及び来園者用の駐車場を整備する計画としています。

(軽微な変更案件番号2朗読)

別添の位置図の21ページから25ページまでと併せてお願いします。 この案件は、昨年度の8月に駐車場・資材置場として願い出があったも のですが、この度は、いちごの店舗を設置する計画を追加します。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議長 ただ今、事務局より説明のありました「協議事項1号」について、補 足説明やご質問等がありましたら、挙手願います。

委員 (「はい」の声あり)

議 長 田嶋委員、どうぞ。

田嶋委員 除外案件の3番について、譲渡人が空き家や農地等を相続に伴い処分を 検討していたところ、近隣で事業を営む譲受人が業務拡大に伴い敷地が手 狭となっていたことから敷地拡大のため話がまとまったものです。ご承認 よろしくお願いします。

委 員 (「はい」の声あり)

議 長 樋掛委員、どうぞ。

極掛委員 軽微な変更の1番について、譲渡人のお子さんがぶどう園を営むため準備を進めており、それに伴う倉庫・店舗・駐車場敷地として申請されたものです。ご承認よろしくお願いします。

議 長 他にご質問等はございませんか。

ご質問等がないようですので採決を行います。

ただ今の「協議事項1号」につきまして、賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。

続きまして、報告事項に入ります。

報告第1号・報告第2号・報告第3号について事務局より説明願います。

事 務 局 (報告第1号・第2号・第3号説明)

議 長 ただ今報告を受けた報告内容についてご意見・ご質問等はありませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご質問等がないようですので、報告事項につきましては、以上とさせて いただきます。

これで、総会に付議されたすべての案件の審議を終了しました。これにて閉会いたします。

(閉会15:00)